

高額介護合算療養費の制度と

申請手続きについて

【高額介護合算療養費】

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同一世帯の加入者が①「病院にかかった時」と、②「介護サービスを利用した時」の1年間の自己負担額の合計が表の基準額を超えた場合、役場窓口へ申請することで、③「高額介護合算療養費」として支給されます。

ただし、同一世帯であっても、加入している医療保険が違ふと合算できません。
※医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合、または支給決定額が500円以下の場合には

①医療費の自己負担

+

②介護サービス費の自己負担



③高額介護合算療養費

①と②の自己負担額を合算し、下記の基準額を超えた分が支払われます。

■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区 分	自己負担額の合計基準額
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一般	56万円
(国保：2割含む)	住民税 区分Ⅱ	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ	19万円

■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	176万円
区分イ	135万円
区分ウ	67万円
区分エ	63万円
区分オ	34万円

※支給されません。
※各種医療費助成制度を利用している方は、医療機関窓口で支払う自己負担額が軽減されていますが、介護サービス費との合算となる場合があります。
※支給額計算は、平成27年7月所得区分で計算されます。

【申請手続】

平成26年度分（計算期間…平成26年8月1日～平成27年7月31日）について、支給の対象となる方には1月以降に申請の案内をします。

ただし、次に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、国民健康保険係へご相談ください。

- ★平成26年8月1日～平成27年7月31日までの間に
- ・被用者保険から国民健康保険へ移行された方
- ・被用者保険または国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方
- ・他の市町村から転入した方

【国保制度の問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

【後期高齢者医療制度の問い合わせ先】

・北海道後期高齢者医療
☎011-290-5601

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

子育て支援センターからお知らせ

あそびの広場⑤

～寒くても平気!元気に遊ぼう～

【内容】

エプロンシアター、おもちゃでの自由遊びを楽しめます。

【対象】入園前のお子さんと保護者の皆さん

【日時】1月21日(木)

午前10時～11時30分

【場所】

シルバープラザスポーツホール

【定員】30組

(定員になり次第締め切ります)



スマイル育児教室⑦「手作りおやつ」

～手作りおやつで元気もりもり!～

【内容】

お子さんには安心・安全な食べ物で大きくなってほしいもの。試食しながら、栄養士さんからおやつ作りのポイントを教わりましょう。

【対象】入園前のお子さんと保護者の皆さん

【日時】1月26日(火) 午前10時～11時30分

【場所】子育て支援センター

【持ち物】お母さんのエプロン、スカーフとお子さんが普段使用しているスプーン、フォーク、エプロン、おしぼり等

【定員】15組(定員になり次第締め切ります)

【参加費】200円(当日集金します)

● どちらも1月18日(月)までにお申し込みください ●

【申し込み・問い合わせ先】八雲町子育て支援センタースマイル ☎0137-62-2573